

平成29年3月17日

【照会先】

関東信越厚生局健康福祉部企業年金課
課長 大西 正洋
課長補佐 小柳津 康博

(電話) 048(740)0782

関東信越厚生局企業年金課における文書の誤送付について

関東信越厚生局（局長 三宅 智）は、関東信越厚生局健康福祉部企業年金課（課長 大西 正洋）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

関東信越厚生局健康福祉部企業年金課（以下「企業年金課」という。）において、規約型企業年金規約承認取消通知書並びに清算人選任通知書（以下「通知書」という。）の送付にあたり、申請事業主に対して、送付すべき文書を他の企業年金受託機関に郵送するという事案が発生した。

※ 通知書には、企業名、事業主名、企業年金規約番号、清算人氏名等が記載されている。

2 事実経過

(1) 平成29年3月13日、企業年金課は、A企業年金受託機関から「B事業所の通知書が送付されている。」との連絡を受けた。

(2) 同日、企業年金課において、今回の事案が発生した経過等事実関係を確認するとともに、14日にA企業年金受託機関に謝罪をし、B事業所宛ての通知書を回収した。

(3) 15日、B事業所へ訪問し、謝罪のうえ通知書を手交した。

3 再発防止策

- (1) 企業年金課においては、今回の事案を受け、平成29年3月14日、課長から職員に対し事実の概要を説明するとともに、受付書類仕分け時に返信用封筒が同封されている書類については、当該書類に押印する受付番号と同番号を封筒にも押印し、送付時のダブルチェックを可能とする措置を講じたうえで確実にを行うよう指示した。

- (2) 関東信越厚生局健康福祉部門においては、平成29年3月16日健康福祉部長から健康福祉部門の全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、再発防止の徹底を指示した。

- (3) 関東信越厚生局においては、平成29年3月16日に関東信越厚生局長から全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、誤発送の防止を含め適切な事務処理の徹底を指示した。